

船橋市立若松中学校後援会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、船橋市立若松中学校後援会と称し、事務局を船橋市若松3-2-3若松中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、船橋市立若松中学校の教育活動の充実と生徒の健全育成を図り、これに協力することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の者を会員とする。

一 本校に在学する生徒の父母又はそれに代わる者 二 本校に勤務する教職員

(方針)

第4条 本会は、義務教育の向上推進を主旨とし、次の方針にそって前条の目的を達するために活動する。

- 一 本会の目的に合致する他団体及び機関とは進んで協力し、学校の発展を図る。
- 二 本会は、特定の政党・宗教・思想に関する論議及び支持等は一切しない。また営利を目的とする行為は行わないものとする。
- 三 本会は、第3者のいかなる支配・統制・干渉を受けない。

(活動)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一 学校と家庭の連絡を密にし、生徒の福祉と成長を図る。
- 二 学校施設の充実に努め、教育環境の整備について助成する。
- 三 部活動に対する助成
- 四 その他目的達成のため必要な事業をする。

第 2 章 組 織

(機関の設置)

第6条 本会に次の機関を置く。

- 一 総 会
- 二 役員会

第 3 章 総 会

(総 会)

第7条 総会は、毎年5月に役員会が書面にて開催する。

- 一 ただし、必要がある場合は、臨時に書面にて開催することができる。
- 二 決議は書面、もしくはフォーム等で取ることとする。
- 三 総会は会員の2/3以上の回答をもって成立する。

(総会の議決事項)

第8条 次の事項は総会で議決を要する。

- 一 本会の事業報告及び事業計画承認に関する事項
- 二 本会の決算及び予算の承認に関する事項
- 三 会則の改正の承認に関する事項
- 四 役員選出承認に関する事項
- 五 その他の重要な事項

(議 決)

第9条 総会の承認は会員の過半数の同意をもって議決とする。

可否同数のときは、役員会が決定する。

第 4 章 役 員 会

(本部役員会)

第10条 本会に、次の役員を置き役員会を構成する。

- 一 本部役員 5名以上
- 二 会計監査 1名

- (一) 本部役員の任期は2年、会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (二) 役員が辞任したときは、後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。
- (三) 役員会は、会務全体に関する事項を審議する。

(役員選出)

第11条 本部役員は次の通り選出する。

- 一 本部役員は1・2学年から各2名以上選出し、総会で承認を得る。
- 二 会計監査は1学年から1名選出し、総会で承認を得る。
- 三 教職員代表として教頭を副会長とする。
- 四 役員会が必要と認めた場合は臨時で募集をかけることができる。

(役員の任務)

第12条 本部役員は、本会の会務を掌握し、会員と協力して運営にあたり、会計監査は本会会計の監査を行う。

第5章 会計

(経費)

第13条 本会の運営等に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 会費は、年間2,000円とし、半年ごとに納付するものとする。

途中入会の場合は年額を10等分（3月、8月を除く）×残りの月の分を、転出の場合は返金する。

(会費の免除)

第15条 生活保護を受給されている世帯、就学援助の認定を受けている世帯の方に関しての後援会会費は免除することができる。

(特別会計)

第16条 本会には、特別会計を設けることができるものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 付 則

第18条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は別に定める。又、この会則条項及び定めなき事項について疑義を生じた場合、臨時総会において審議処理するものとする。

内 規

1 慶弔費は別に定める。

慶弔規定

項	保護者	生徒	職員
①	結婚		5,000円
②	災害	火災 5,000円 風水害 5,000円	火災 5,000円 風水害 5,000円
③	死亡	5,000円	5,000円

※その他に関しては役員会に諮り決定する。

この会則は、昭和44年6月1日より実施する。

平成 元年4月23日会則一部改正
平成 9年4月21日会則一部改正
平成17年4月15日会則一部改正
平成18年4月14日会則一部改正
平成19年4月13日会則一部改正
平成22年4月16日会則一部改正
平成23年5月 6日会則一部改正
平成24年5月11日会則一部改正

平成26年5月16日会則一部改正
平成27年5月 1日会則一部改正
平成29年4月28日会則一部改正
令和 3年4月30日会則一部改正
令和 4年4月28日会則一部改正
令和 5年5月10日会則一部改正
令和 7年4月 1日会則一部改正